

「加賀しずく」に関する登録商標に係る管理要領

(制定 令和4年1月21日)

(最終改定 令和8年3月27日)

(目的)

第1条 この要領は、別表1に掲げる石川県（以下「県」という。）が開発した梨品種「石川n1号」が広く消費者に親しまれ、定着するために定めた別表2に掲げる文字の登録商標第5879329号及び第6205008号（以下「本文字商標」という。）、並びに図形の登録商標第6570041号（以下「本図形商標」という。）の適正な使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(商標権)

第2条 本文字商標及び本図形商標に関する一切の権利は、県に属する。

- 2 本文字商標及び本図形商標は、非独占的な通常使用権とする。
- 3 本文字商標及び本図形商標は県の許諾を得ることなく、無断で使用してはならない。
- 4 本文字商標又は本図形商標の使用者（以下「使用者」という。）は、通常使用権を第三者に譲渡、又は再許諾することはできない。

(管理対象商品)

第3条 本文字商標及び本図形商標の管理対象は、別紙1に掲げる指定商品区分及び指定商品とする。

(使用条件)

第4条 本文字商標及び本図形商標の使用条件は、別紙2のとおりとする。ただし、県が使用する場合、又は県が特に認める場合はこの限りではない。

(使用上の注意)

第5条 使用者は、別紙2に定める「本文字商標及び本図形商標として使用可能な表示について」及び以下の各号の条件を全て遵守すること。ただし、県が使用する場合、又は県が特に認める場合はこの限りではない。

- 一 本文字商標及び本図形商標の一部のみの使用及び、変形はしないこと。
- 二 本文字商標と本図形商標を重ねて、又は本文字商標と本図形商標を他の図形もしくは文字と重ねて使用しないこと。
- 三 本文字商標又は本図形商標の使用によって、商品の品質について誤認又は他人の商品との混同を生じさせないこと。
- 四 本文字商標及び本図形商標を、使用者のシンボルマーク、商標、又は意匠として使用しないこと。
- 五 本文字商標及び本図形商標自体を商品化しないこと。
- 六 使用者は、加賀しずくが広く消費者に親しまれ、定着するために、使用対象商品の品質の向上に努めること。ただし、本文字商標及び本図形商標の表示は、使用対象商品の品質等を県が保証するものではないため、当該使用に係る商品に「石川県推奨・認定」等の文言は使用しないこと。

七 本文字商標又は本図形商標を使用した商品が、県農林水産物のブランド化の方針に適っていること。

- 2 使用者は、本文字商標又は本図形商標とともに商品名等の文字、図形等を表示する場合に、当該表示について、著作権、著作者人格権、特許権、意匠権、商標権その他の第三者の権利を侵害しないことを含む瑕疵のないものであることを保証すること。

(使用の許諾の申請)

第6条 本文字商標及び本図形商標を使用して商品を製造又は販売する者(これらの者が主たる構成員となっているものを含む)はあらかじめ、使用許諾申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、県に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- 一 県が使用する場合
- 二 報道機関が報道目的で使用する場合
- 三 小売業者が生鮮物として販売する際にチラシ等へ記載する場合
- 四 県が申請の必要がないと認める場合

(使用の許諾等)

第7条 県は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、審査の上、使用許諾通知書(様式第2号)を申請者に通知する。

- 2 本文字商標及び本図形商標の使用が、次の各号のいずれかに該当する場合、県はこれを承諾しないものとし、使用不許諾通知書(様式第3号)により通知するものとする。
 - 一 加賀しづくのイメージを傷つけ、又は正しい理解の妨げとなる場合
 - 二 県等の信用又は品位を害するおそれがある場合
 - 三 消費者の利益を害するおそれがある場合
 - 四 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用されるおそれがある場合
 - 五 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
 - 六 その他、県が許諾することが不相当と認めた場合
- 3 県は許諾を行うに当たり、必要と認める場合は、条件を付すことができる。
- 4 許諾を受けた団体は、その主たる構成員に本管理要領の遵守を徹底させること。

(表示方法)

第8条 本文字商標及び本図形商標は、本商品を収容する容器又は包装紙等に表示することができる。その場合、シールに印刷し、本商品等に貼付表示できるほか、容器又は包装紙に直接印刷表示することができる。

- 2 本文字商標及び本図形商標は、第3条で規定された商品を対象とした普及及び販売促進のために作られるポスター、チラシ、パンフレット等の資材又はWEBに表示することができる。

(使用料)

第9条 本文字商標及び本図形商標の使用料は、無料とする。

(経費等の負担)

第10条 県は、使用者に対し、経費又は役務を負担しない。

(事故、苦情等の処理)

第11条 自らの本文字商標又は本図形商標の使用に関する事故又は苦情については、使用者が、誠意をもってその責任の下に処理しなければならない。

2 県は、本文字商標又は本図形商標を使用したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

3 使用者は、本文字商標又は本図形商標を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負うものとする。

4 使用者は、本文字商標又は本図形商標の使用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

5 使用者は、第三者が商標権を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、県に連絡するものとする。

(使用状況の報告)

第12条 県は、必要があると認める場合は、使用者に対し、使用状況について、報告及び検査を求めることができる。

(情報の公開)

第13条 県は、本文字商標及び本図形商標の使用状況等について、情報を公開することができる。

(使用内容の変更)

第14条 本文字商標及び本図形商標の使用許諾を受けた者が、使用許諾通知書の許諾内容について変更しようとするときは、あらかじめ使用許諾内容変更申請書(様式第4号)を県に提出し、その承認を得なければならない。

2 第7条の規定は、前項について準用する。

(使用許諾の取消し)

第15条 県は、使用者が、本要領の規定に違反した場合、本文字商標及び本図形商標の使用許諾の取消し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。

2 前項の使用許諾の取消は、使用許諾取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

3 前2項の場合に生じた損失等の負担は、全て使用者が負うものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については県が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和4年1月21日から施行する。
- 2 ただし、この要領の施行日前に行った本文字商標又は本図形商標の使用は、この要領の相当規定により行ったものとして、この要領を適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年6月10日から施行する。
- 2 ただし、この要領の施行日前に行った本文字商標又は本図形商標の使用は、この要領の相当規定により行ったものとして、この要領を適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 ただし、この要領の施行日前に行った本文字商標又は本図形商標の使用は、この要領の相当規定により行ったものとして、この要領を適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年3月26日から施行する。
- 2 ただし、この要領の施行日前に行った本文字商標又は本図形商標の使用は、この要領の相当規定により行ったものとして、この要領を適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和8年3月27日から施行する。
- 2 ただし、この要領の施行日前に行った本文字商標又は本図形商標の使用は、この要領の相当規定により行ったものとして、この要領を適用する。

(別表1)(第1条関係)

対象とする石川県が開発した梨品種

品種名	品種登録 出願番号	出願年月 日	出願公表の 年月日	登録年月日	品種登録 番号
石川n1号	第28923号	2014/2/14	2014/7/14	2016/7/5	第25266号

(別表2)(第1条関係)

対象とする石川県が登録した商標

商標名	商標の 登録番号	登録年月日
加賀しずく	第5879329号 及び 第6205008号	平成28年9月2日 及び 令和元年12月6日
	第6570041号	令和4年6月10日

(別紙1) (第3条関係)

「加賀しずく」(文字商標)の指定商品区分及び指定商品について

指定商品区分	指定商品(指定役務)
第29類	食用油脂, 乳製品, 食肉, 卵, 食用魚介類(生きているものを除く。), 冷凍野菜, 冷凍果実, 肉製品, 加工水産物, 加工野菜及び加工果実, 油揚げ, 凍り豆腐, こんにゃく, 豆乳, 豆腐, 納豆, 加工卵, カレー・シチュー又はスープのもと, お茶漬けのり, ふりかけ, なめ物, 豆, 食用たんぱく
第30類	アイスクリーム用凝固剤, 家庭用食肉軟化剤, ホイップクリーム用安定剤, 食品香料(精油のものを除く。), 茶, コーヒー, ココア, 氷, 菓子, パン, サンドイッチ, 中華まんじゅう, ハンバーガー, ピザ, ホットドッグ, ミートパイ, 調味料, 香辛料, アイスクリームのもと, シャーベットののもと, 穀物の加工品, チョコレートスプレッド, ぎょうざ, しゅうまい, すし, たこ焼き, 弁当, ラビオリ, イーストパウダー, こうじ, 酵母, ベーキングパウダー, 即席菓子のもと, パスタソース, 食用酒かす, 米, 脱穀済みのえん麦, 脱穀済みの大麦, 食用粉類
第31類	石川県産の果実
第32類	ビール, 清涼飲料, 果実飲料, 飲料用野菜ジュース, ビール製造用ホップエキス, 乳清飲料
第33類	泡盛, 合成清酒, 焼酎, 白酒, 清酒, 直し, みりん, 洋酒, 果実酒, 酎ハイ, 中国酒, 薬味酒

「加賀しずく」（図形商標）の指定商品区分及び指定商品について

指定商品区分	指定商品（指定役務）
第29類	菓子（果物・野菜・豆類又はナッツを主原料とするものに限る。）、食用油脂、乳製品、食肉、卵、食用魚介類（生きているものを除く。）、冷凍野菜、冷凍果実、肉製品、加工水産物、加工野菜及び加工果実、油揚げ、凍り豆腐、こんにゃく、豆乳、豆腐、納豆、加工卵、カレー・シチュー又はスープのもと、お茶漬けのり、ふりかけ、なめ物、豆、食用タンパク
第30類	アイスクリーム用凝固剤、家庭用食肉軟化剤、ホイップクリーム用安定剤、食品香料（精油のものを除く。）、茶、コーヒー、ココア、氷、菓子（果物・野菜・豆類又はナッツを主原料とするものを除く。）、パン、サンドイッチ、中華まんじゅう、ハンバーガー、ピザ、ホットドッグ、ミートパイ、調味料、香辛料、アイスクリームのもと、シャーベットのもと、穀物の加工品、チョコレートスプレッド、ぎょうざ、しゅうまい、すし、たこ焼き、弁当、ラビオリ、イーストパウダー、こうじ、酵母、ベーキングパウダー、即席菓子のもと、パスタソース、食用酒かす、米、脱穀済みのえん麦、脱穀済みの大麦、食用粉類
第31類	生花の花輪、ホップ、食用魚介類（生きているものに限る。）、野菜、糖料作物、果実、麦芽、あわ、きび、ごま、そば（穀物）、とうもろこし（穀物）、ひえ、麦、粳米、もろこし、飼料用たんぱく、飼料、種子類、木、草、芝、ドライフラワー、苗、苗木、花、牧草、盆栽、漆の実、未加工のコルク、やしの葉
第32類	ビール、清涼飲料、果実飲料、飲料用野菜ジュース、ビール製造用ホップエキス、乳清飲料
第33類	清酒、焼酎、合成清酒、白酒、直し、みりん、洋酒、果実酒、酎ハイ、中国酒、薬味酒



(別紙2)(第4、5条関係)

1 使用条件等について

【文字商標】

商標登録 (本文字商標)	加賀しずく
使用可能な表示	加賀しずく Kagashizuku かがしずく カガシズク
使用条件	・別紙1に掲げる指定商品のうち、加賀しずく出荷規格を満たした梨品種「石川n1号」を使用しているもの

【図形商標】

商標登録 (本図形商標)	 (図形商標)
使用可能な表示	
使用条件	・別紙1に掲げる指定商品のうち、加賀しずく出荷規格を満たした梨品種「石川n1号」を使用しているもの

2 本文字商標及び本図形商標として使用可能な表示について

(1) 本文字商標の使用可能な表示について

漢字ひらがな表示が標準表示であるが、その他同一称呼名称として、ひらがな、カタカナ、ローマ字表示に限り使用を認める。

ほかの語句と連続して使用する場合は、①本商標とほかの語句の間にスペースを空ける、②本商標の語尾にアールマークをつける、③本商標とほかの語句と行を変える、又は④本商標とほかの語句の文字のポイント、色、字体を変える等、消費者が加賀しずくとその他の語句を区別できるような形で記載すること。

使用可能な表示例
・加賀しずく (スペース) ○○○
・加賀しずく®○○○
・○○○ (スペース) 加賀しずく
・○○○ (スペース) 加賀しずく®
・加賀しずく ○○○
・加賀しずく® ○○○
・加賀しずく○○○
など

(2) 本図形商標の使用可能な表示について

本図形については、「加賀しずく®制作マニュアル」に定められた色、形式などを正しく使用することとし、第6条各号に該当する場合でも、石川県農林水産部ブランド戦略課に必ず連絡するものとする。